



家畜保健衛生所が再編されます！

県内5か所の家畜保健衛生所では、近年多発している高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する迅速な対応が求められる一方で、獣医師職員が減少していることで、機動力の強化が喫緊の課題となっていました。

このため、**令和6年4月から**、限られた人員での効率的な業務執行のため、組織再編を行うこととなりました。

この再編に伴い、青森市及び東津軽郡に居住または事業所を持つ方については、裏面に記載の届出等の書類提出及び問合せ先が変更となりますので、御留意ください。

なお、既に交付されている許可証については、更新期限まで有効となります。

～令和6年3月31日

令和6年4月1日～

青森家畜保健衛生所

つがる家畜保健衛生所

八戸家畜保健衛生所

十和田家畜保健衛生所

むつ家畜保健衛生所

つがる広域家畜保健衛生所

八戸家畜保健衛生所

中央家畜保健衛生所

むつ家畜保健衛生所

届出先及び問合せ先が変更となるもの

◆獣医事(獣医師・獣医療)の届出

獣医師法22条に係る届出

獣医療法に規定されている「飼育動物診療施設」に関する届出

◆動物薬事の許可申請

動物用医薬品販売、医療機器販売・貸与業、再生医療等製品販売など

◆家畜飼養に関する定期報告書(毎年2月1日時点)の提出

◆各種検査・証明書発行依頼(ヨーネ病、馬パラチフス、腐蛆病など)

◆飼料製造・販売に関する届出 ◆家畜人工授精所に関する届出 など

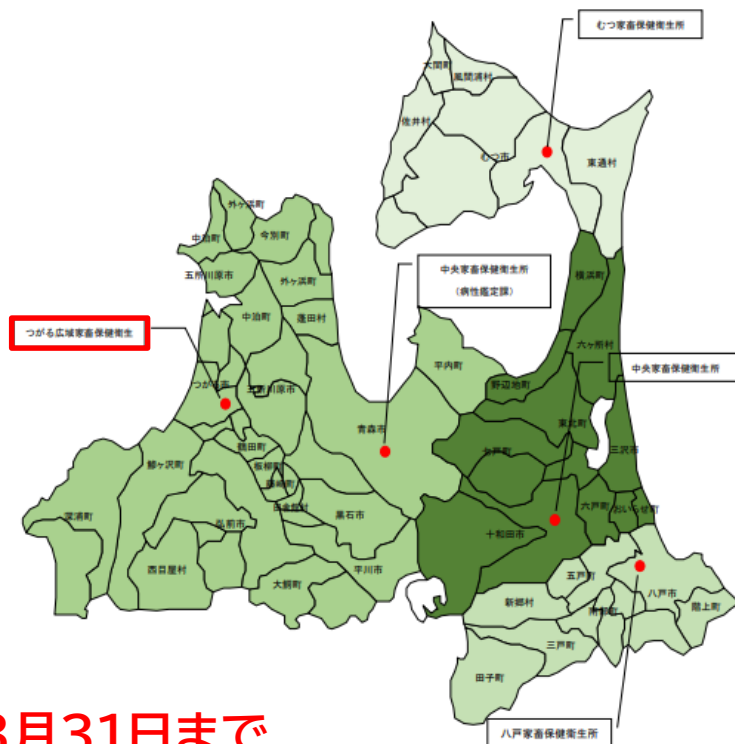


届出先・問合せ先(令和6年4月1日以降)

つがる広域家畜保健衛生所(住所:つがる市木造若竹2-1)

(電話) 0173-42-2276 (FAX) 0173-42-6087

(緊急用携帯) 090-8788-7459



※令和6年3月31日まで

<ご不明点はお問い合わせください！>

青森家畜保健衛生所(平日8:30~17:15) 017-764-1744

緊急用携帯(平日17:15以降、土日祝日) 090-2274-0474